

1. 件 名：学校法人近畿大学原子力研究所の放射線監視設備の一部更新及び制御棒駆動機構の付属オイルコンデンサの交換に伴う設計及び工事の計画の認可申請に係る行政相談
2. 日 時：令和4年8月18日（木） 16時00分～17時20分
3. 場 所
原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）学校法人近畿大学原子力研究所
教授 他5名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1：「放射線監視設備の一部更新」に係る設工認申請の要否について（行政相談）
資料2：「制御棒駆動機構の付属オイルコンデンサの交換」に係る設工認申請の要否について（行政相談）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。そうしましたら時間となりましたので近畿大学との行政相談を始めたいと思います。まずは放射線監視設備の一部更新の方からですね、
0:00:12	そうしましたら資料に沿って説明の方よろしくお願いいたします。
0:00:18	はい、近畿大学原子力研究所ヤマダでございます。今回のこの本洗缶設備一部更新に関して担当しております。私の方からでは、資料に沿ってご説明させていただきます。
0:00:31	資料は法律洗缶設備の一部更新に係る施設工認申請の要否についてと、過去行政相談させていただく文書に基づきましてご説明申し上げます。
0:00:42	まず初めに、というところから、
0:00:46	ご説明申し上げます。
0:00:47	本研究や現地の研究者では、令和5年に放射線管理施設のうち、温泉監視設備の一部の温泉エリアモニター、ガスモニター及び監視盤構成機器の一部の更新を計画しております。
0:01:02	今回更新作業に伴い、事前に当該機器の設計及び工事の計画の認可に係る手続きの要否について確認させていただきたいと存じます。100年カトウです。すいません。報告箇所だけでよろしいですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	わかりました。はい。その元のまずところからのですけども、まず、その冒頭のところでですね、前回ご指導いただいた通りで、一部の構成や燃えたガスモニタ及び監視盤構成機器の
0:01:34	一部というところで、これらのものに対応した形での記載に変更させていただいたといったところでございます。
0:01:45	2に関しては、もですね、一番下のですね、海域守田、この部分の注書きでありました質問とパネルというところを括弧書きに、
0:01:57	改めさせていただいているというところを変更させていただいて、
0:02:01	そういったところでございます。
0:02:09	すですね、少々お待ちください。
0:02:12	2 ページのところは、
0:02:16	編集上の変更というところがございますけども、内容に関しては、大きく変わるところでございません。特に
0:02:25	2 の表の下のところがございますけれども、配置図中、別紙 1 に配置図の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	当初からお示ししておりますけども、こちらでどのものがどれに当たるかといったところをですね、明示させていただき、その方向をお会いさしていただいたと。
0:02:42	いったところでございます。
0:02:50	きっと。
0:02:52	4ですね、4は使用前実績、決算実績といったところでここも特に変更さしていただいて、
0:03:02	おりません。
0:03:09	何かご指導いただいた中でですね、4ページの
0:03:15	6ポツですね、工事期間中の放射線監視をどのように加工するかといったところ、こちらに関しまして、改めて項目を立てて記載させていただいております。
0:03:28	読み上げさせていただきますと、主担中の温泉監視といたしまして、本計画における当該機器類の交換工事期間中は、原子炉施設の利用及び原子炉の運転は一時停止いたします。
0:03:42	また、ガスモニタが提出する時間は、原子炉施設からの液体排出は行いません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:48	本計画における当該機能への交換における、則される連続的な欠測期間は、最長でも、日中半日程度であり、減収元近畿大学原子力研究所保安規定に定める連続的な測定監視の余裕を、
0:04:03	満足数を考えておりますけれども、必要に応じて保安規定に定めるサーベルメーターを落ちて、監視記録を行うこととさせていただくといったことに記載させていただきました。
0:04:16	次にですね、
0:04:20	9、9%を参ります。9%事業の登記所の品質面ぞシステムに基づく、更新後の復旧確認と、
0:04:31	いったところでございます。こちらですね、7ポツにおいてですね、
0:04:37	こちらは工事、こちらですね設計及び工事の方法の認可を要しないというふうな、に考えているというふうに申し上げておりますけれども、
0:04:48	それを前提といたしましても、我々の考えている復旧確認としまして、ここに挙げた項目を考えておるというところで、改めてご説明申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	更新後の復旧確認の観点から、新施設管理実施計画に基づく、定期点検、定期事業者検査等において、当初の品質マネジメントシステムに基づいた検査等を確実に行うといたしまして、
0:05:13	それぞれ本線エリアモニターガスモニタに関しまして、外観検査、作動検査、警報装置の作動検査、厚生連建設牽引数検査、
0:05:22	香芝につきまして施設系財産、員数検査を行うといったところの所と記載させていただきました。
0:05:31	また、別紙にいけますと別紙のですね、
0:05:35	3という形で伝えまして、こちらにまず、
0:05:41	システムの構成図、こちらを前回ご指導いただいた通り、記載させていただきまして、今回、該当する部分をですね、グレーミエ口通り、
0:05:52	お示しした部分が、今回昆さんに当たるものといったところで、ご説明させていただきます。
0:06:02	はい。
0:06:03	主な変更しては、以上でございます。編集上の少し変えてるところがございますけども、以上になります。
0:06:14	はい、ありがとうございます。何か確認することがございますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:22	規制庁の鈴木です。
0:06:25	ちょっと衛藤。
0:06:28	川岸様の測線範囲についてちょっと確認したいんですけど。
0:06:33	例えば別紙と別紙3、別紙別紙の方に、放射性エリアモニターと、ガス、8ページの各モニターがあると思うんですがその測定範囲が、
0:06:46	17辻岡中の13条uSv毎時であって、ガスモニターが一番、1から10-6条、
0:06:56	1時間、不安かなしってありますけど、いただいたカタログですね、Catalogの
0:07:04	多分これ、
0:07:06	この方の中で、
0:07:11	この方のみに、
0:07:14	なると該当すると思うんですけど、
0:07:18	そのA棟が角田藤エリア無印と上げると、若干直線範囲が多分広間広まってるんすかね、この下から見るとベータ線のガスモニターが測定位置から-1から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	17条で、γ線のエリアモニターっていうのが10 ⁻¹ から10 ⁻⁴ 乗マイクロやってて、数字が若干違ってはるんですが、
0:07:43	これは測線範囲が、従来の仕様より、比留間、良くなってるんで、今市では変更なしって書いてあるんですけど、そういう判断で変更なしということを書いてあっていいですか。
0:08:00	はい、ありがとうございます。今お話いただいた通りでございまして、我々といたしましてはですね、参考資料でも、お送りさしておるかと思うんですけども、
0:08:11	参考資料の方で一応仕様の確認ということでメーカーからその比較を出させて、それに基づきまして我々の判断をしております。その中で、まず、
0:08:23	各メーカーからは変更ないといった資料でいただいておりますということに基づいて我々判断しております。ご指摘の点ですね、実際の販売カタログ等見ましたら、これより広い範囲であるということでもありますけども、
0:08:37	メーカーの判断で、これはどうしようであるということで、我々としてもこれは広い範囲で網羅しているということで、変更なしということ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、判断して、このように記載させていただいたということでございます。以上です。
0:08:49	はい。ありがとうございます。規制庁の尾関です。同等、どんどん以上ですね同等以上ってような形なんですかね。
0:08:57	はい。結果的にそれ以上我々求めるわけではないですけども、そのような形と認識しております。わかりました。
0:09:07	あともう1点だけちょっと事実確認に行きたいんですけど、4ページの6ポツで、工事期間中の放射線の監視員について新しく記載していただいたところではあるんですが、
0:09:19	最後から下から2行目の、必要に応じて、サーベイメーターを用いて監視局を行うこととするってあるんですが、この必要に応じてっていうのは一応、
0:09:31	どういった場合を想定したりするんですか。
0:09:43	はい、ありがとうございます。これ必要に応じてるとこれ表現にしまして我々も非常に迷ったところであるんですけども、ここに記載させていただいた通り、基本的にはこの出さないっていうところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:55	担保しておるといことと欠測期間は、なくなるということ、担保できるということでもありますけども、万一、その他で警察官を装って長くなるとか、
0:10:07	そういったことが起こり得るとなれば、そういった判断も出てくるかとい、手段としては確保しておくということ、記載させていただいたんです。そういったこと、でございます。
0:10:19	規制庁の清委員ありがとうございます。最長では日中ハンチ程度というのは例えば長くなって1日とか、そういった形で想定を超えた場合に、
0:10:32	監視をする準備が不足しているものですね。
0:10:37	そのような認識でございます。わかりました。ありがとうございます。
0:11:14	主
0:11:38	岡野理事そうです。
0:11:57	印象規制庁のタツモトですとか細かい点で恐縮なんですが、1ページ目の2本更新予定機で、
0:12:05	このリストの中には放射線エリアモニターとガスモニターっていうのがあって、監視監視盤は出てこないんですけど、ここに出てくる予定機器と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:15	監視盤との関係を教えてください。
0:12:26	今省庁持ち帰り確認いたします。
0:12:53	はい。
0:12:55	の部分に対しまして今2の更新時期に書いてある記載でございますけども、これは設置変更許可申請書における記載に、
0:13:04	合わした記載といったところで記載さしております、後は、この室内管理用設備の汚染エリアモニター室内森か、屋外管理設備のうちの排気モニターと、このような、
0:13:19	記載になっておりますここで足場が出てこないのはそれに位置したところ、いったところでございます。
0:13:26	稲垣さんそれでよろしかったですか。すいません私の説明が少し足りなければ補足をお願いいたします。
0:13:35	近畿大学の稲垣です。
0:13:39	はい、その通りで、2ポツに関しましては、設置許可書を抜き出しておりました、3ポツの中で、監視盤との関係を、
0:13:51	説明させていただいている形になってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	あと別紙 3 でシステムの構成図で、監視盤と各モニターの位置付けを入れ、説明が、
0:14:05	お知らせさせていただいているということにしております。
0:14:09	以上でございます。
0:14:21	規制庁タツモトです。ただ、今回は、設工認の変更要否が必要かというところの問い合わせをもらっていて、
0:14:34	エリアモニターガスモニタ、菅柴は、設工認上は、
0:14:39	別紙 2 ですかね。
0:14:43	にあるような、
0:14:45	それぞれの性能、
0:14:48	が、
0:14:49	土岐認可上、
0:14:51	もう定めている。
0:14:53	橋場も含めて性能を定めている。
0:14:56	という理解でいいんですよね。
0:15:01	はいそうでございます。
0:15:13	規制庁タツモトです。了解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:16	で、次もちょっと細かいんですけど、1 ページ目の一番最後、
0:15:22	衛藤、放射線管理設備はエリアモニター室内モニター。
0:15:26	あと放射線サーベイ施設に、
0:15:29	なるものもあって、
0:15:32	この放射線監視設備、
0:15:35	のは一部は、次の2 ページの3 行目に行くと、7 にありますって言うて いて、別紙1 を見ると、衛藤今回変更するものの赤い部分、
0:15:47	バー配置図はわかるんですけど、サーベイ今回変わってこないサーベイ
0:15:53	設備。
0:15:56	ってというのは、
0:15:59	どの辺にあるものなんですか。
0:16:07	はい。三瓶設備につきましてはこれは据え置き型ではなく、可搬型、移 動可能型のものでありますので、特定の我々おきましては、決めており ますけどもここに記載していないっていったところですが実際には露出の 中に、
0:16:22	ござい、設置してございます。
0:16:31	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	規制庁タツモトです。であれば2ページ目の上から3行目の部分は、別紙12。
0:16:49	放射性監視設備
0:16:53	と言ってますけど、放射線サーベイ設備を除いた上での配置図を示してるってことですね。
0:17:01	その通りでございます。
0:17:18	規制庁タツモトです。私から最後なんですけど、4ページ目を出していただいた6ポツ、工事期間中の放射線感知の
0:17:28	説明なんですけど、もう少し中身を知りたくて、
0:17:33	上から4行目d、最長でも、日中半日程度であって、保安規定に定める連続的な測定。
0:17:41	監視の要求を満足するってあるんですけど、その保安規定で定める連続的な測定監視の要求ってな、いうものはどういうものになるんですか。
0:17:53	はい。こちらの方はニッセン現場としてるイナガキの方から説明させていただきます。井上さん、よろしいでしょうか。
0:18:07	はい。近畿大学の稲垣です。
0:18:10	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	通常、保安規定では、
0:18:15	法律に基づいて、
0:18:19	常時であったり、1週間の平均値であったりということの記録が求められておりまして、それに基づいて、
0:18:29	実施しているところであります。それを担保できるように、我々、その際には対応することと、
0:18:38	決め、
0:18:39	やっていくこととなります。
0:18:43	以上です。
0:18:52	はい。規制庁タツモトです。今文章の流れとして、日中半日程度であって、連続的な測定を満足する。
0:19:02	ていうふうに私は読めてる読んでるんですけど、その日中半日程度が欠測するのは、連続的な、
0:19:11	測定を満足するという、
0:19:14	説明でいいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	緊急現象検証ヤマダです。ここ皆さん私から堀田へ行ってもよろしいでしょうか。はい。伊奈今井な説明させていただきます通り、我々保安規定で定める、
0:19:48	ところですね例えば週、週平均だとか、そういったところの、に定める測定を行うには
0:19:58	十分な満足するソフトウェア可能であると、そういったご説明をさしていただいているということでございます。
0:20:10	あとすいません規制庁タツモトです。
0:20:14	であれば、
0:20:16	いや1日程度欠測したらどうなんですかとか、2日だったらどうなんですかとか、なんかそういう、何ですか、数値的な基準があるんですか。
0:20:32	省電舎の山田です。数字として、この期間で、この期間内であれば、よし悪しといったところまで、規程規定しているものではございません。
0:20:47	規制庁タツモトです。
0:20:48	なので、現在、連続的な測定を満足するってのは何をもって満足しているといえるんですか。
0:21:02	近畿大学のハウハラですけどもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:08	<p>お願いします。はい。現在のところ当初の保安規定にはですね補排気中の放射性物質濃度の測定というものにつきましては、保安規定の標準の方に、測定頻度として排風機、運転中に常時という形で定めております。</p>
0:21:28	<p>なので排風機が運転してるときには常時測れるようにという形になります。</p>
0:21:33	<p>これとですね、排風機をどのような時に使うのかというところについては、設置変更許可申請書、新規制基準の時の設置変更許可申請書ですね、</p>
0:21:48	<p>添付 8 の 8.2 の放射線管理設備の 8.2. 2 設計方針のところ（2）と括弧、</p>
0:22:00	<p>4 でございます（2）の方で通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射性物質の放出、本原子炉施設内の空間線量率、放射性物質濃度等を測定及び監視できる設計と、</p>
0:22:16	<p>すると、いう形になっておりまして原子炉を運転しているときには排風機を動かして、干渉する、する必要があると、そのような設計にするという形で、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	書いておりますけども原子炉の提出につきましてはその下、特に定めを規定をかけているというような記載にはなっておりません。
0:22:38	ので原子炉が運転してる時には必ず
0:22:42	確認できるようにという形でやっております。
0:22:50	以上でございます。
0:23:08	規制庁タツモトです。
0:23:09	あと今のご説明だと4、最初の6別の2行目ですか、もう運転は一時停止する。
0:23:17	で停止する。
0:23:19	ことを前提に書いているので、
0:23:22	当許可なり保安規定上の要求では、運転時、運転中に排風機を常時回すと言っているだけであって、停止していれば別に要求上は何も問題ないと。
0:23:33	なので、衛藤。
0:23:37	だから日中半日程度とか、別に関係ないってことですよね。
0:23:40	もう連続的な測定とか、別にもう求められてないというか、特段必要ないってことの答えでよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:53	この回答につきましては山田先生の方からよろしくお願いいたします。
0:24:07	減少九州ヤマダです。今ご指摘の点は、
0:24:11	ガス漏れ例えばガスモニタに関して、北井ボイスを行わないように提出しているのですが、行わないので、我々の保安規定上は、
0:24:22	排風機運転中常時となっていることから、それは、これだけで満足するといった観点ではまさにその通りでございます。
0:24:36	規制庁タツモトです。
0:24:38	その上で必要に応じてサーベイメーターを用いる必要に応じてっていうのはどういうときなんですか。
0:24:56	少々お待ちください。
0:25:19	ヤマダでございます。こちらですね、今が数のことに関連しては、この停止しているときは必要ないということですのでこの必要に応じてといったところは、
0:25:31	必要になる場面が想定されるかっていうと、
0:25:35	はい。想定されないかと思います。はい。
0:25:57	規制庁だと思わずいけません今のご説明はガスモニターは関係ないけれども他の設備には関係あるいろいろありますよという答えですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:11	はいあと、話題に挙がってますガスモニタ違反者そうなんですけども、 エリアモニターも、今回更新店舗ございまして、
0:26:21	これも実際には、日中半日程度の欠損期間を想定すれば大丈夫ということ になっておりますけども、先ほどご説明さしていただいた通り非常に 想定より長くなってしまいうようなことがあってですね、
0:26:34	そういったときにこういう備えもあるといった記載にさしていただいて るといことでございます。
0:26:40	管理室長何か。
0:26:43	説明。
0:26:44	不足等あれば、
0:26:46	お願いいたします。
0:26:48	大丈夫でしょうか。はい。特に、はい、今野細田ございませぬ。
0:28:04	規制庁の加藤です。ちょっと今の話をわかりまとめますと、今回公開す るのはガスモニターとエリアモニターがあると。
0:28:15	各とかそれらを管理する会社さんがですね、
0:28:20	それで、ガスモニターの方は、今回の公開する時には運転しない放出も しないので、基本的に連続回収しなくてもいいと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	<p>そうしたときに、じゃあ今度エリアの人はどうするんだっていう話になってきますと、それでエリアモニターに対しては、ここで多分言っている必要に応じてサーベイメーターとかでやる、ていうふうに言っていると思うんですけど。</p>
0:28:46	<p>まずそのエリアモニターに対しては、その連続監視があって前までの資料だと書かれていた時に、そういう規制要求であったり、保安規定上をどこまで求められているかっていうのがまずあります。</p>
0:29:15	<p>研究者ヤマダです。今のお尋ねは線量の測定において</p>
0:29:23	<p>どのような測定頻度を定めているかということのことでよろしいでしょうか。はい。線量に関しましてはですね習慣線量等量を測定するというポンプになっておりましてこれに対して常時というふうな、</p>
0:29:36	<p>記載で、沖田には定めております。</p>
0:30:03	<p>規制庁の加藤ですすみません。エリアモニターに対して常時が求められているということである等、</p>
0:30:17	<p>今回のっていうのは半日では良いっていうのはな。何をもって判断されている。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	はい。現職1ヤマダです。はい。まず最初にご説明してまずけど前提として停止している現象が停止しているということは、前提として、まず、いうことで、
0:30:42	ございます。で、まずこれは日常点検でもそうでございますけれども、こういったことというのは全く結束ぞ。
0:30:52	もう1秒体と設けないということではなくてですね、例えばこのエリアモニターに関しましても複数台の持っておりますので、必ず
0:31:02	全部が停止しているという状態には、ないということを確保してやるといったところは
0:31:09	担保するということでございます。
0:31:35	町長カトウです。2枚を言われていた内容というのは6ページ目のですね、
0:31:43	配給とかあって②カー放射性議案モニターNo廃棄図ですと、
0:31:49	それでここには3ヶ所あるよって言われていて、すべていっぺん2取りかえるってわけではなくて、順次変えることによって、どれかが生きていることによって、
0:32:02	常時監視は継続されるっていう説明でしょうかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:08	はい。そういうことでございます。
0:32:11	わかりました。ちょっとごめんなさいねもう1回整理をさせていただきます。
0:32:16	まずガスの認定の方は、運転を停止していきたいな法律が行わなければ 規制要求保安規定の要求から外れるので、
0:32:26	ちょっと言い方大げさかもしれませんが半日だろうが1日だろうが、お返しができなくてもOKですと。
0:32:34	それでこのエリアモニターの方については、お域だけしかないっていうわけではなくて、配置の方の6ページ目の見ると、露出の方に3ヶ所あって、
0:32:46	どれかしら一括を、
0:32:50	これ大丈夫ますけど、
0:32:52	好きみたいなことで、
0:32:54	あそこは、
0:32:55	書いてないじゃない。そう。
0:33:03	うんうん。
0:33:06	すいません。今のって、緊急情報に入っちゃいます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:19	次同じ確認してましたけれども、発言の中にですね、ありませんから、 気にしないでください。続けてください。わかりました。参加者ってど れ頭が生かしているので、
0:33:34	常時監視は継続できるということで、据え置きは満足している、そうい う理解でよろしいですかね。
0:33:43	はい。そのように解釈いただければと思います。わかりました。
0:33:48	自分も、
0:33:50	昆氏、それを監視盤で開示する。
0:33:55	連合会するってのは、
0:34:00	希望。
0:34:15	規制庁のカトウです。前回の資料ですと、監視盤は、
0:34:22	なんちゃらんんちゃらん連続監視するっていうふうに書いてあるんです ね。
0:34:32	B、
0:34:35	読み上げますが、一番は、知事で記録計警報回路等で構成され、
0:34:44	連続監視、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:46	記録及び測定結果の表示を行うっていうふうになっていて、その監視盤は、
0:34:53	における連続監視っていうのをどうするんですかっていうところなんですけれど。
0:35:00	ここに対してはどうですか。
0:35:17	今おっしゃっていただいたのは、前回のご説明さしていただいた資料のことでございましょうか。すみません。ごめんなさい。
0:35:26	前回の資料の2ページ目の上から2パラのところの下から20名。
0:35:49	はい。新しい版でも同様な記載は、若干違うのかな。測定結果表情報の
0:35:58	監視盤で起こる案内、感じ得て表示を行うと。
0:36:02	言ったところでいうところなの。
0:36:06	ちょっと御説明として変わっていないというところでございます。
0:36:12	この連続監視、
0:36:20	この間、規制庁のカトウです。要するに、監視盤で連続監視をするっていうふうになっているときに、
0:36:30	監視ば交換するわけですね。
0:36:35	その時って見れるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	連続監視できる。
0:36:40	監視盤そのものは、
0:36:44	変わるということではなくてですねその中のものを交換するといったところでございますので、全部が
0:36:52	使えなくなるということでは必ずしもないということでございます。
0:36:59	去年回収できる。
0:37:06	またその補足的なことですけども
0:37:09	フェイス本体の方でも用事がございますのでそちらでも見ることもできるということ箱ができております。
0:37:25	どうぞ。すみません原子炉規制庁のタツモトです。
0:37:29	その監視盤、前回の資料D監視盤は、
0:37:33	連続監視を行う。
0:37:37	という表現の中で連続監視、その取りかえのときの連続監視はどうするんですか。
0:37:43	ていう質問から、今の今日のこの説明になってると思うんですけど。
0:37:49	その使えない状態ではない。
0:37:51	ていうのは何ですか常に連続監視ができるというご説明ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	そうでございます。安心はできるというところでございます。
0:37:59	更新作業中も使える監視ができるんですね。
0:38:05	少なくとも検出器本体の方でも確認できますので、確保できるというふうに考えております。
0:38:11	すいません今回とりかえる監視盤について聞いてるんですけど、取替中も監視盤で監視ができるんですね。
0:38:20	少々お待ちください。
0:38:35	はい。菅すいません、監視盤そのもので、
0:38:40	ということになりますと、
0:38:42	できないことが、そうですそれは記録が止まってしまうという観点では、できないということに、
0:38:50	当然なるかと思えます。
0:38:55	皆さん私の説明、正しかったですでしょうか。
0:38:58	昨日記録は止まってしまうんですね。
0:39:01	安心はできるけれども、
0:39:05	はい。
0:39:08	感じず監視盤で監視ができるかということだと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:15	そうですね
0:39:18	すいません研究大学の稲垣です。監視盤でキロ食うがトーマル検出器で 確認もできますし、
0:39:29	レートメーターも一つずつの交換となります。あると思うんですけど も、確認はそれぞれできますね。
0:39:39	はい。
0:39:41	以上です。
0:41:08	規制庁タツモトです。衛藤。すいません。
0:41:11	何個か前からずっとこのやりとりをさせていただいて、
0:41:15	聞けば、先ほど、
0:41:17	全体が見えなくなってきたんですけど、
0:41:20	本当そういう意味では、改めて整理をして、
0:41:24	もらうしかないかなと思っていて、
0:41:27	今回更新するガスモニターエリアモニター監視盤それぞれについて、
0:41:33	衛藤先ほど、
0:41:34	1個前ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:36	記録はできるできないけど、監視はできるできないみたいなことをおっしゃられると、それぞれのせず、設備Dじゃまず何を担っているのか、何を、ができる、何をやるのかっていうところの全部を出してもらわないと。
0:41:50	それに対して、江藤。
0:41:54	ここは系統きす規制要求上位。
0:41:57	要らないものを連続監視、止めればエリアは要らないものなので必要なものです。または複数あるから1個ずつやるから大丈夫なんです。
0:42:06	ていうそれぞれの説明を、
0:42:09	聞かないと、
0:42:10	網羅的に確認ができないんですよ。
0:42:13	なので、
0:42:15	それぞれの三つの設備について、
0:42:18	まず何が求められていて、
0:42:21	その求められてるってのは記録をするとか監視をするとかそういうことです。何が求められていてそれぞれに対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:28	何が連続監視できなくなって、だけど、こういうことをするから大丈夫 なんですっていうところの説明を、
0:42:37	まとめていただけますか。
0:42:40	はい、承知しました。それでは我々のさ、今から今の書き方ですと保安 規定の定めによって云々って書いてますけども、
0:42:50	その点を少し整理しまして結びつけな形でご説明申し上げられるよう に、
0:42:56	資料を整理するといったことでよろしいでしょうか。
0:43:04	はい、わかりました。
0:43:19	規制庁の加藤です。そうしましたら、こちらのですね放射線科医師設備 の一部更新につきましては、今のコメントに沿ってちょっと資料を、
0:43:29	主、作成していただいてまた次回ちょっと説明を聞くっていう形でいき たいと思います。
0:43:35	そうしましたら次の国吉のオイルコンデンサーの交換の方の説明の方を よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	はい。原子力研究所の近畿大学の原子力管理班長をやってます堀口と申します。具体的な内容は、原子炉管理班員の方のサノの方にいらしていただきつつ浅野先生お願いします。
0:44:06	近畿大学原子力研究所の佐野と申しますよろしくお願いいたします。
0:44:12	そちらがすでに資料を手元にあると存じますのでその資料に沿ってですねご説明させていただきます。
0:44:20	今回ですね制御棒駆動駆動機構附属の附属 only 追えるコンデンサー 終えるコンデンサの交換とございます。
0:44:29	これはまずはじめにというところに説明さしていただいております記載さしていただいておりますが、まずこれは予防保全として電動機にフゾクのオイルこんで多分効果受け
0:44:42	計画しております。
0:44:45	これこのままオイルコンデンサーですねこれにつき、この交換につきましては真ん中の方ですね炉規法の各核原料物質核燃料物及び原子炉の規制規制に関する法律の第 27 条、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:00	第1項におきまして、設計及び工事の件、計画の認可を要する事項とい うのは、原子力規制に、規制委員会規則に定められた工事の変変更の工 事。
0:45:13	を対象とすることが定められてございますが、変更の工事につきまして は、試験の付則第20、第2条の2ですね、に、
0:45:24	設計及び工事の方法の変更を伴う工事以外の工事として定められてござ いました。今回の部品交換ですね、あくまでも部品交換でございますの でこれはですね、
0:45:36	設計及び工事の方法の変更を伴わない工事に該当いたしますので、私、 私どもといたしましては、
0:45:46	設計施工に申請ですね、許認可申請は出張要さないと考えてございま す。
0:45:54	以下具体的なことをご説明させていただきます。今回の予定部品、
0:45:59	と申しますのは、これは聾の方に記載してございますが、設計、継続性 よ系統施設のうち、制御設備、
0:46:10	のうち、非常用制御設備を兼ねる系統である。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	生業大工藤設備のうちシム安全棒と呼ばれる設備がございますが、これの電動機ですね沈む安全棒と呼ばれる制御棒をF 洞察ための電動機ですね、これに附属するオイルコンデンサ
0:46:29	でございます。これ本当にコンデンサですね。
0:46:32	正しく該当機器ですね制御棒駆動荘設備、
0:46:36	ですね、これに関しましては、耐震重要度分度また、安全重要度分類等して定めてございまして耐震重要度分類としていたしましてはCクラス、
0:46:48	安全重要度分類としては、MS-2、
0:46:53	区分しております。
0:46:56	それからですね制御棒駆動機構の概要といたしまして、駆動機構ですね制御棒駆動機構は、私どもの原子炉ですね、に関しましては生、原子炉制御棒、
0:47:08	ですね、制御棒のを駆動させるための装置であって、電動機、
0:47:14	電磁クラッチ、
0:47:16	同斜と、シャフト、
0:47:18	ステンレスこういった場で、回転ドラム港から構成されてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	このうちですね、電動機ですね、電動機によって電磁クラッチと回転したことを介して体験ドラムを回転させると。
0:47:32	回転ドラムに固定いたしましたステンレス高野板バネの先端として中性子吸収体を固定してですね、回転トラフの海底に置く。
0:47:42	よりまして、この中性子吸収体ですね、を上限させる、上下に駆動させる構造となっております。今回ですね交換予定
0:47:52	の部品でございますけれども、このシム安全棒と呼ばれる駆動機構の電動機にフゾクのオイルコンデンサ、これ別紙1に写真がございます。
0:48:04	でございます。
0:48:06	当該オイルコンデンサーと計画で明日並びに正殿容量が同等とありますが、これはちょっと弊社の例原子炉ですね、非常に60年前ですので
0:48:18	これがちょっとね、古くなってきましたというので、同様、同等のコンデンサに交換しようということでございます。戸部石井氏、ご覧ください。これちょっと附属の資料のですね、
0:48:29	別紙1ですね、カラーの写真がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:34	カラーの写真のですね一番写真1ですねコンデンサーですね、ここに本弁当だとお弁当箱みたいなやつが、くすんだ灰色ですね、のやつがついてますね。
0:48:44	これでございます。
0:48:47	奥田の黒いところが電動機ですね。これを変えてあげよう。で、これのですね、仕様ですけれどもここで読みますとですねまあさ。
0:48:58	静電容量ですね、が、3.75 マイクロ F A R O っとありますので
0:49:04	これと同等のやつに交換してあげようということを考えてございます。
0:49:11	また本文に戻ります。
0:49:13	それで、2ですね。
0:49:16	これまでの使用前検査等の実績でございますがこのシム安全、しも安全フロー駆動機構につきましてはですね、昭和37年におきまして施設、検査、
0:49:30	それから性能検査ですね、を受験しておる、います。施設検査とかですね、性能検査、これはもうこれ当初の原子炉設置時のものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	その他ですね平成 29 年ですねこれ新規制基準の対応でございますけども耐震重要度分類の変更に係る使用前検査を受検してございまして、その下にですねどういう施工に、
0:49:57	の評価及び坊や合格書につきまして坂文書番号を記載してございます。
0:50:06	それから次方ですね、使用感、施行に申請の必要性の要否について、
0:50:14	ございますけれども、今回の部品交換ですね。
0:50:19	これはですね当該本設当該設備の設置時におけるですね、せえ施行に申請書に記載した設計事項ですね、及び図面を含むし設計仕様ですねこれを変更するものではございません。
0:50:35	ですので試験炉規則 2 条の 2 の第 1 項の工事に該当しまして、設計及び工事の方法を認可を必要としないと。
0:50:45	我々は考えてございます。
0:50:48	とは言いますものの、
0:50:52	我々の方ですね、使用ちょっと検査も、これは部品交換後の復旧観点の確認からですね、
0:51:01	この辺にします。A-1 から A3 ですね、案に御所記載してございます点検等々を実施する予定でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:13	<p>どういう点検をしますかと言いますとこれ一番と2番これ同じ、ほぼ同じちょっと内容でございましてちょっとこれ記載がかぶってございますけれども、反応度抑制効果検査とありますがこのうちですね</p>
0:51:27	<p>反応度自身は原子炉班の制御棒の反応度ですねしも安全部の反応度につきましても、</p>
0:51:34	<p>中性子吸収体等を変更するわけではございませんし、また、</p>
0:51:39	<p>電動機の性能交換へ変更することございませませんがコンデンサーをですね設置すると、交換するという事で、そのモーターがですね、</p>
0:51:51	<p>前と同じ交換前と同じ性能を発揮するかという観点からですね制御棒の駆動駆動速度ですね、上訴、上昇速度と下降速度を確認すると。</p>
0:52:06	<p>それから、制御棒作動点検といたしましてこれを制御この電動機ですね、のに関しまして異音とかですね、異常な振動等々がないということを確認します。</p>
0:52:20	<p>その他ですね確認といたしましては新しくですね設置するコンデンサーの各型番の確認ですねこの方を確認することで、</p>
0:52:30	<p>同等の同前とね、設置前と同じ、同等の性能であるかどうか云々を確認いたします。</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:39	それから据付検査ですねちゃんと成立してるかどうかですね。
0:52:43	ということでございます。今後の予定といたしましてはですね 2022 年 度ですね今年の 9 月上旬までにですねこういう部品を交換をして設置し たい。
0:52:55	実施したいと考えてございますので、当該部品交換に伴うですね、設計 を工事の計画の認可に係る手続きの要否についてもご判断いただきたい ということでございます。
0:53:08	それからですね、ちょっと申し遅れましたけども、説明をちょっと遅く なりますが、後になりましたけども、別紙 2 と 3 ですね、審議の方見て いただきたいと思います。
0:53:19	先ほどの写真の次のページですね。
0:53:22	既設御電コンデンサと取りかえコンデンサーの証言ですけども、既設オ イルコンデンサですね定額電力定格電圧が 3、330 V、
0:53:32	整理容量が 3.75%などとありますけれども、取りかえコンデンサー経営 計画は 3、330 以上でございますが、
0:53:42	製錬容量の方はですね 3.75 と明文にありましたけれどもこれはですね ええと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	きっちりとですね一度 60 年前に代物でもあるということで、取り外し 法律正殿容量をですねしっかりと測定しまして、
0:53:59	静電容量値ですが最も近いコンデンサを取りつける予定でございますこ れはこのためにですね何とかオイル、
0:54:08	取りかえ汚染の、交換部品ですね交換用のコンデンサをいくつか用意し といてその中から選ぶということで予定しております。
0:54:18	それからですね工事の方法の設計及び工事の方法認可ですね 31 昭和 36 年にかかるですね牧最初の方ですけれども、
0:54:28	これは嶋安全部についての記載とありまして、これの中ですね今回多 分該当するという形でモーターの方ですね。
0:54:36	真ん中のモーター出力から下、
0:54:40	遠くまでですね。
0:54:42	電圧というのがこれこのモーターというのがモーターとか 50 分の 1 地 域で電圧が 110V の AC です。
0:54:50	椎野交流の炭素モーターですね。ですのでコンデンサが必要なんです ね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:56	それから中央発は 60 でキャンパス、リバーシブルですね成方向と順方向と逆方法。
0:55:05	の回転ができますよ。
0:55:08	東北が 47.24 センチメートル k g。
0:55:12	ということでこのこういうふうな色彩がございますが今回のですね、
0:55:20	コンデンサーも変更ですねコアの効果によりおきましてですねこの辺りもですね記載が変わることはございません。ということでこういう判断でもって、今回ですねちょっと、
0:55:32	ご相談させていただく施工には我々としては不要ではないかということを考えてございましてこの辺ですね規制庁さんにご判断いただければと思います。
0:55:43	以上で説明を終わります。
0:55:51	はい、ありがとうございます。何か確認すべき事項ありましたらお願いいたします。
0:56:00	規制庁の加藤です。すいません何点か確認をさせていただきたいんですけど、まず 2 ページ目のですね、
0:56:11	岡括弧 2 の使用前検査等の実績のところでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:19	はい。上から4行目に、平成29年において耐震重要度分類の変更にかかるっていうふうに書いてあるんですけど。
0:56:29	これあれですか。このときに、耐震BからCに変更したっていう理解でよろしいですか。そうですねはい。すいません。近畿大学の方からでございます。
0:56:42	ですね、江藤、今土岐設置許可がですねこの平成29年の前が昭和49年でございます、その当時にですね、
0:56:54	耐震重要度分類ということで今の耐震重要度分類の仕組みがあったかというところ、そういうわけではなかったので、新規基準、つまりバックフィットがかかるときに、
0:57:07	登録し直してくれと。
0:57:09	いうことを依頼されまして、
0:57:11	それではということでこの耐震重要度分類の変更という形の、
0:57:16	設工認を出ささせていただきましてそれに係る使用前検査を受けたということでございます。つまり前までの設置許可が開き過ぎていたので、もう綺麗に登録をし直してくれということで行ったということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:30	以上です。
0:57:45	はい。ありがとうございます。それと、次にですね3ページ目の一番上のところ、両括弧1 両括弧2 について確認をしたいんですけど。
0:57:56	要するに減算の2ページ目のところの減って、
0:58:01	ただし書きのところ、部品交換後の復旧確認の観点から以下に示す、定期事業者検査施設管理実施計画に基づく、
0:58:11	定期点検等を実施する予定であるので、3ページ目に行って、両括弧1 両括弧にありますと、それで両括弧1、定期事業者検査で書かれている内容なんですけれど、
0:58:26	反応度余計効果の検査、
0:58:29	両括弧2 のですね。
0:58:32	定期点検では定量を反応度抑制点検、抑制効果ということで、
0:58:40	それと制御棒の作動点検っていうふうになっている。
0:58:44	それで今回、あくまで電動機に係るオイルコンデンサーの変更なので、
0:58:53	反応度抑制効果自身を見みなくてもいいっていうか、要するにその駆動機構がきちんと適切に動くかっていう確認の観点を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:06	確認すればいいんじゃないかなと思っていて、私自身の考え方と、両括弧 2 の制御棒作動点検ってものを行えばいいんじゃないかなと思っていて、
0:59:18	何で今回、制御棒関係に関しては変更がないのに、反応度抑制効果の点検であったり、
0:59:29	反応度抑制効果の点検を行うのかっていうのがちょっとよくわからなかったんですけど。
0:59:36	そこはいかがですか。
0:59:38	はい。ありがとうございます。近畿大学原子力研究所の佐野でございます。ご指摘の通りなんですけれども、先ほどちょっとご説明させていただいたところですね、
0:59:49	制御棒の駆動速度というのが、
0:59:51	あるんですね、電動機自身は多分 1 台、全然いじらないんですけどももしかしたら、
0:59:59	それによって何かちょっと不具合があるかもしれないというので工藤速度自身がちゃんと変わってないよというのを確認したいんですね。その不動速度の点検というのがですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	反応度抑制効果検査もしくは制御棒反応度抑制効果点検の中に含まれちゃってるんですね。
1:00:19	ですのでこの点検の一部をやると。
1:00:21	いう記載でございます。
1:00:24	手塚馬場。
1:00:26	はい。以上です。東京の方です。今のちょっと勘案させていただくと、例えば、只野工藤速度っていうのが、この反応度抑制効果の方とかにも効いてきていて、
1:00:39	ですので、その点検も含めてやらないってということですね。はい。その通りでございます。わかりました。理解しました。
1:00:52	それとですね、次の3ページ目の、今後の予定のところちょっと確認したいんですけど、今回関係の9月上旬までに実施する予定であるっていうふうに
1:01:05	期間をきちんと明示されているんですけど、これ何があるからここまでにやらなきゃいけないっていうのがあるんですかね。
1:01:15	すいませんハウハラ先生よろしいですか平さん。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:21	はい、えっとですね9月上旬までというのがですね、このオイルコンデンサーがですね、ある有害物質
1:01:36	に関連しているのではないかという疑いがございまして、その点検をしたいと。
1:01:41	いうことでできるだけ早く取りかえたいと。
1:01:46	いうことを考えているところでございます。
1:01:51	規制庁の加藤です。有害物が含まれている可能性があって早く点検をしたい。その点検を実施する日がもう9月上旬で、何かガイドとの発注との関係も
1:02:08	この上旬までに1人外さなきゃいけない、そういう話ですかね。
1:02:14	はい、そう通りでございます。はい。
1:02:35	規制庁の加藤です。次にちょっと4ページ目に行かせていただきまして、
1:02:43	それで写真1として今回当該オイルのコンデンサの写真を載せていただいているんですけど、
1:02:49	ちょっと全般を把握したいとっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:54	例えば今回の要するに最初の電動機の全体のがあって、どこの部分に今回のゆコンデンサがあるかっていうのをちょっと次回の時でもちょっと示していただきたいという
1:03:10	要望したいというふうに思っているんですが、それは可能ですか。
1:03:16	すみません、原子力研究所の佐田でございます加藤さんがおっしゃってるのはこのプランAに怖いそのポンチ絵みたいなところで例えば赤で囲ってる部分だとかそういうことをおっしゃってるんでしょうか。
1:03:29	規制庁の方、どちらでもいいと思っていて写真でですね電動機全体を示していただいてこの部分が今回のオイルコンデンサでもです。でも構いませんし、今おっしゃられるように、本件みたいな形で、こういう限界になっていて、
1:03:45	ここに置い御礼者があるよっていうのを示していただいてそれはどちらでも構わないと思っています。明示してパッと見てわかればいいと、いうことですから、
1:03:55	はい、承知いたしました。
1:03:57	旭大学、すみません。よろしいでしょうか。近畿大学のハウハラです。今、江藤、お示しさせていただいてる写真1の黒い部分が、電動機そのもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	横野。はい。金属の帳簿、変形の箱というものが、オイル困難さないですけど、これを枠囲いか何かでわかりやすく書いた方がよろしいでしょうか。
1:04:25	規制庁の加藤ですそれで構いません。すみません私ちょっと勘違いをされていて、私この黒い部分全部がオイルコンデンサだと思っていました。米津に電動機かなんかがあって、電動機で絶対どのようなものかっていうのが、
1:04:41	見えないっていうふうに思っていたんですけど、差し引きのこの黒い部分っていうのが、それで、電動機で、
1:04:49	この先っちょについている、高いぐらい生き物を入れ込んできたということですね。
1:04:55	はい、そうです。
1:04:57	わかりました。それとちょっと何かそれがわかるようにしていただければいいです。はい、承知いたしました。
1:05:46	規制庁の加藤です。私がおめんなさい。ですね。
1:05:52	次に5ページ目ちょっと行かせていただくんですけど、既設のいるコンセントの定格電圧が330名。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:03	今回 330 以上っていうふうな形にしているんですが、
1:06:10	ここ、特に問題ないとしている中の理由とかってありますか。
1:06:17	はい。織り込んで計画ですねこれ基本的にはもう特に問題ということはないと思いますただ一応今計画モーターの定格の 110 なので、110V ですので
1:06:31	これ以上十分あれば全然問題ないと思いますが、念のためですね 330 以上、いうのもありますそれからですねちょっと取替の方のやつもですね 330 より以上の
1:06:43	取りかえ予定の門田さんも 3 副参事以上のシリーズがほとんどですのでこういうふうな記載のの仕方をさせていただいております。
1:06:53	規制庁の加藤です。今まで何となく理解したんですけども、もともとモーター110V に対してそれ以上の活動があればいいと。
1:07:05	それに対して、普通オイル、今年度は 330 でももちろん上回っているし、取りかえもそれ以上なので問題ないっていう理解ですね。
1:07:15	その通りでございます。わかりました。
1:07:18	それと書いてもらえば。うん。それでちょっとどっかに書いた方がいいですかね。だから、私たち計画で約 330 から 330 以上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:29	あれ何か大きくなっちゃったけど大丈夫っていうふうに思いましたので、そこの江藤の方をちょっとまたちょっと文章をやらしていただきます。はい。
1:07:41	それとですね、次にちょっとこれ、これも確認なんですけど正殿容量制限上既設のいる混練として3.75で、それで今後、
1:07:53	今聞いている制限容量を測定して、それに最も近いものをつけるっていう説明だというふうに理解しているんですけど。
1:08:05	どう理解すればいいのかっていうことなんですけれど、例えば、今既設のオイルコンデンサーっていうのが3.75で大分古いものなので、きっと下がっているであろうと。
1:08:20	それで、その下がったものに近い静電容量にした方が、今テッキしている、
1:08:29	手術安全5とかに影響を与えないのでそこに近いものをつけるっていう考えなのか、私普通に考えたらもともとついていた一応3.75のものをつければいいんじゃないかっていうふうに思ったんですけど。
1:08:44	それを測定してそこに近づけるっていう、その考え方をちょっと教えてもらってよろしいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:50	はい。ありがとうございます。原子力研究所の佐田でございます。加藤さんおっしゃるように3.75をつくればいいんですけども、今回、
1:08:59	おそらくその3.75を満足してると思うんですけども、一つはですね取りかえ予定のコンデンサーに3.75というのがないと。
1:09:08	いうのもございます。
1:09:09	ですね、ですので、一つはこういう理由があるんですね。
1:09:15	なかなか3.75こういう非常に微妙な数字のコンデンサってか、もうすでに打てないっていうのもあるんですね。ですのでですね、
1:09:25	そのあとちょっと月山和田というかね、今の永戸清良様、どう、実際のぐらいのね、正殿容量で動いてるのかっていうのを見てですね、今と同じ同等性論にやっついこうっていう方針でございます。
1:09:39	鬼頭です。ありがとうございます。そうすると、
1:09:45	おそらく今、きちんと測って、まだに対して7号の制限容量のものっていうのが今あまり存在しない。
1:09:53	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	それで、もともと傷を入れ込んでいた 3.75 で、どれだけ喧嘩するのかちよっと上がるのかわかりませんが、それに近いものっていうことなんで、そこまで多分大きく変動しないので、
1:10:08	おそらく 3.75 に近いものを探すっていうそういう理解でよろしいんですかね。
1:10:13	そうでございます。
1:10:23	わかりました。私から次で最後なんですけれど、これが昭和 36 年の時設工認の子細前号の使用が書かれている記載になっていて、
1:10:41	はい、それで 2 点ほどあるんですけれど、まずですね、オイルコンベンション自体に関わる機会がないってというのが、一番左に書かれているところで理解をしたんですけれど。
1:10:51	ここに書かれている設計要綱のところで、電動機に係る機械ってというのはどこからどこにね、上げなれますか。はい。
1:11:01	はい。この表というか枠がこういうのだったですねこの E と書いてありましてこのモーター出力とありますね。真ん中の方です。
1:11:09	はい。モーター出力から、下の
1:11:13	クラッチさえ遠くまでです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:16	これ登録のことですね。はい、大隈です。
1:11:19	この 123IV、6 項目です。
1:11:23	わかりました。大田注力減圧しはⅡ層Ⅱと、
1:11:29	方と遠くまでってということですね。
1:11:32	ここが便利にかかると。
1:11:35	わかります。
1:11:36	それで、ちょっとここはお願いなんですけれど、今回あくまで結局人情で載っているのは資産前後だと。
1:11:48	ですので、ちょっと支出安全棒と、この要するに電動機がどういうふうな構成になっているかっていうのを、ちょっとお示ししていただきたいなと思ってるんですけれど、それは可能ですか。
1:12:04	それは例えばですね漫画家みたいなそういうポンチ絵でさ、こういう例えばですね、ここにせえ電動機があって、シャフトがあって、そういうふうな
1:12:15	というか、漫画でよろしいでしょうか。そうですね資産前後ってというのがそもそもどういうものになる、なるほどっていうものがどういう関係になっているのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	そこが多分わかればよろしいなと思いますので、そうしました。はい。
1:12:32	それはどこ。今、答えがあったこのどこに該当して、その仕様がかわらないっていうところまでを、
1:12:39	こういう
1:12:41	元は、
1:12:58	ちょっと、
1:14:22	よろしいですか。はいどうぞ。
1:14:26	これは正しいっていう
1:14:34	調達本部です。
1:14:36	あと改めて資料を出してもらおうということを前提に言いますが、
1:14:40	まず誤植が1ページ目。
1:14:43	かっこいい。片括弧2のはじめにのところで上から1235678行目の一番最後の原子炉等の設置。
1:14:53	設置。
1:14:55	直しといてもらっていいですか。
1:14:57	あれ、ご指摘ありがとうございます。すいませんでした。
1:15:04	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:06	先ほどの、
1:15:08	除染監視、
1:15:11	セキュリティ
1:15:13	の方でも、前回、
1:15:16	お伝えした内容。
1:15:18	と同じなんですけど、
1:15:20	今回か。
1:15:23	2 ページ目のへで使用前事業者検査、
1:15:27	不要です。
1:15:28	ていう説明の中に、正として、
1:15:32	復旧確認の観点から、定期事業者線検査等々っていう、
1:15:37	記載があるんですけど、
1:15:40	あと使用前事業者検査とは別に、
1:15:43	こういう、
1:15:44	復旧取りかえ的なものの検査はどういうふうにしてるのかっていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:49	あえて項目出しをして、説明をしてもらってます。今回その本社全戸監視設備の方、
1:15:56	なので、
1:15:57	並びをとってそういうつくりにしてもらっていいですか。
1:16:01	はい、承知いたしました。
1:16:04	規制庁タツモトですちなみになんですけど、この他のこういう設備更新とかの資料とかも、
1:16:12	そういう指摘内容を踏まえて作られてるんですよね資料というのは、
1:16:16	一応そのつもりです。
1:16:19	規制庁タツモトです。
1:16:22	んであれば今回ここが反映されてないのはどういった理由からなんですか。
1:16:26	それはもう多分指摘いただいた後にこれを作って、前に作ってるからだと思います。
1:16:34	規制庁タツモトえと指摘の内容が反映されてないってことが理解できました。ありがとうございます
1:16:43	ちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:47	うん。
1:16:49	はい。
1:16:58	規制庁のカトウです。そうしますとちょっとこれ急いでいるということなので、なるべく今日のコメントを踏まえてですね、素早くちょっと直していただいて、
1:17:10	また素早く行政相談をやりましょう。
1:17:14	ということでよろしいですかね。
1:17:17	はい。ありがとうございます。はい。
1:17:20	こちらから確認は以上となりますガーダー近畿大学の方から何かございますか。
1:17:26	今日の質問をもう 1 回確認させていただいてよろしいでしょうか。どうぞ。
1:17:30	まず 1 点目のですね放射線設備に関するところはですね、1 点。
1:17:36	エリアモニターとそれから鎮目モニター、排気モニターの三つがあって、その規制要求公園規定の要求をし、ちゃんとも記載して、工事により記録ができないとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:48	監視まで記録できないとか、仮記録できない場合はどのように見えますか、っていうところをちゃんと資料にまとめるということが1点、それだけコメント賜りました。その点でまず、放射線に関してはよろしいでしょうか。
1:18:02	よろしい。はい。大丈夫杉オイルコンデンサーの件です。まずですね写真1、どれがオイルコンデンサーのものなのかっていうことがわかるように、各囲うようにしてくださいと。
1:18:14	それからすみませんでした。年ページ1ページ目のですね設置のところですね漢字誤植がありました。大変失礼しました。
1:18:23	が2点目、電動機についてです。写真のところなんですけれどもそこをですね見て、電動機が115V A Cであるにもかかわらず、
1:18:35	ですねなぜコンデンサー定額330Vであれば大丈夫。
1:18:39	そういうことをですねちゃんと記載するようにしましょうということです。
1:18:43	それからもう1点目、紙も安全棒と電動機、各々がどのようなものであって、そのコンチなんかで構わないので、それぞれの構成がわかるようにしなさいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:54	<p>ということです。それからですね最後にあったのはですね、土佐館野さんからあったのは、ちゃんと放射線一部の更新に関する資料のようですね、</p>
1:19:06	<p>構成ですね、説明の構成の部分ですが、どこがどうなのかっていうことをですね、どこがどうなのかってことわかるように、ちゃんとこれと並ぶように、放射線設備の一部の更新に係る説明資料と、</p>
1:19:20	<p>ちゃんと見比べてですねもう1回ちゃんと説明するよということをお願いしております。以上ですがよろしいでしょうか。</p>
1:19:31	<p>はい。とりあえず大丈夫です。ありがとうございます。で、このオイルコンデンサーの件、早めにお願ひしますということで、賜りましたがすみませんけども、またすいません。事務局同士でですね、いつやったらいいかということですね、またご相談させていただきます。</p>
1:19:48	<p>わかりました。</p>
1:19:52	<p>事務局杉山からは以上です近代事務局スギヤマから以上です。</p>
1:19:57	<p>はい。</p>
1:20:00	<p>こちらからも以上なのでよろしいですかね。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:04	はい。そうでしたら、本日の行政相談を終わりにしたいと思います。 お疲れ様でした。
1:20:11	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。